

次世代法による一般事業主行動計画

代表取締役 佐藤裕仁

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間内に1人以上取得すること。

女性社員・・・取得率を80%以上とすること。

<対策>

- ・令和4年10月 男性の育児休業取得を推進するため、職場会議の議題として取り上げて周知を図る
- ・令和4年10月～ 育児休業中の社員に対し職場復帰のための面談を復帰前に行い業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰ができるようにする

目標2 令和4年10月から、子の出生時育時休業が取得できることを周知する。

<処置>

- ・令和4年12月～ 育児・介護休業規程の改訂後内容の周知を図る。